

平成18年9月宮崎県定例県議会

## 河川環境対策特別委員会会議録

平成18年9月25日

場 所 第5委員会室

平成18年9月25日(月曜日)

午前10時5分開会

会議に付した案件

○概要説明等

環境森林部

- ① 生活排水対策について
- ② 浄化槽整備事業について
- ③ 一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の設置について

農政水産部

- ① 農業集落排水事業について

土木部

- ① 公共下水道事業について

○協議事項

- (1) 次回委員会について
- (2) 県外調査について
- (3) その他

出席委員(13人)

委員	長	濱	砂	守
副委員	長	太	田	清海
委員		植	野	守
委員		米	良	政美
委員		坂	口	博美
委員		井	本	英雄
委員		蓬	原	正三
委員		黒	木	覚市
委員		湯	浅	一弘
委員		中	野	廣明
委員		押	川	修一郎
委員		満	行	潤一
委員		新	見	昌安

欠席委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	税	所	篤三郎
環境森林部次長 (総括)	本	部	殷國
環境森林部次長 (技術担当)	原	田	美弘
部参事兼環境森林課長	太	田	英夫
環境管理課長	岡	田	英治
自然環境課長	坂	本	成海
森林整備課長	金	丸	隆一
計画指導監	大	木	正文

農政水産部

農政水産部長	長	友	育生
農政水産部次長 (総括)	永	野	明德
農政水産部次長 (農政担当)	黒	岩	一夫
農政水産部次長 (水産担当)	森	末	保治
部参事兼農政企画課長	宮	脇	和寛
部参事兼農村計画課長	石	川	善成
農村整備課長	後	藤	田悦男

土木部

土木部長	藤	本	坦
土木部次長 (総括)	久	保	哲博
土木部次長 (道路・河川・港湾担当)	柴	岡	博明
土木部次長 (都市計画・建築担当)	河	野	強
部参事兼管理課長	後	藤	厚一
技術検査課長	郷	田	五男
河川課長	児	玉	宏紀

砂 防 課 長 児 玉 幸 二  
公園下水道課長 富 高 康 夫  
都市計画課長 藤 村 直 樹

---

事務局職員出席者

政策調査課主査 鬼 川 真 治  
議 事 課 主 幹 亀 澤 保 彦  
(議事担当)

---

○濱砂委員長 ただいまから、河川環境対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程案をごらんください。執行部からの概要説明については、まず、環境森林部に「生活排水対策について」「浄化槽整備事業について」「一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の設置について」、次に、農政水産部に「農業集落排水事業について」、最後に、土木部から「公共下水道事業について」など、前回の委員会において、委員の皆様から特に御要望があった事業を中心に概要説明をいただくことにしております。その後、委員協議をお願いしたいと思っておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

---

午前10時8分再開

○濱砂委員長 委員会を再開いたします。

環境森林部においでいただきました。

早速ですが、環境森林部の事業等の説明をお

願いたします。

○税所環境森林部長 環境森林部でございます。どうぞよろしく願いたします。

説明に入ります前に、今回の台風13号の災害によりまして、不幸にも亡くなられました方々とその御遺族に対しまして、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、あわせまして、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

環境森林部所管の災害につきましては、現時点では林道施設におきまして4カ所ほどの被害を確認しておりますが、幸い、大きな災害には至っていないところでございます。今後も引き続き、現地調査等を進めながら、被害箇所につきましては、早急な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

それでは、後は座って説明させていただきます。

お手元に配付しております「河川環境対策特別委員会資料」の目次をごらんください。本日は、「生活排水対策」など3件について御説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。まず、1の「生活排水対策について」であります。

河川の汚濁要因の約4割を占めると言われております生活排水対策を推進しますために、平成5年度から「生活排水対策総合基本計画」を策定いたしまして、公共下水道、浄化槽、農業集落排水施設などの生活排水処理施設を計画的、総合的に推進しますとともに、県民啓発にも取り組んできているところであります。平成17年度末の県の生活排水処理率は、59.5%とおおむね計画どおり進捗しているところでございます。

資料の3ページをお開き願います。2の「浄化槽整備事業について」であります。

浄化槽の整備につきましては、これまで、個

人が設置し維持管理を行う個人設置型浄化槽の整備に取り組んでまいりましたが、昨年度、平成17年度からは、新たに助成制度を設けまして、市町村が設置し維持管理を行います市町村設置型浄化槽の普及にも努めているところであります。県といたしましては、この市町村設置型の制度を十分に活用しながら、引き続き浄化槽整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4ページでございます。3の「一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の設置について」であります。

一ツ瀬川の濁水長期化問題につきましては、県、関係市町村、九州電力によりまして、平成11年に策定いたしました「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」に基づきまして、森林整備や一ツ瀬ダムを選択取水設備の改良など、濁水軽減対策に取り組んできたところであります。しかしながら、昨年、一昨年と相次いだ大型の台風の影響によりまして、2年連続して100日を超える濁水の長期化現象が生じておりまして、計画の検証が必要となりましたことから、関係機関と連携いたしまして、より効果的な対策を検討していくために、ことしの7月24日に、「一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会」を設置したところであります。

私の方からの説明は以上であります。詳細につきましては、担当課長の方から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○岡田環境管理課長 ただいまごらんの「河川環境対策特別委員会資料」の1ページをごらんください。まず、1の「生活排水対策について」御説明いたします。

初めに、(1)の生活排水対策総合基本計画策定の経緯でございます。記載しておりませんけ

れども、河川の汚れの原因を調べてみますと、生活系の汚れが約36%、産業系が約29%、自然系が19%、畜産系が16%となっております。河川への汚れのウエートの高い生活系からの排水対策を進めるため、平成5年度に「生活排水対策総合基本計画」を策定いたしまして、市町村と連携しながら、公共下水道、浄化槽、農業・漁業の集落排水施設などの施設整備を、計画的、総合的に推進いたしますとともに、県民啓発にも取り組んできたところでございます。計画は、下の方にちょっと経緯を載せておりますが、平成9年度の改定を経まして、現在は平成13年度に策定いたしました第2次の総合基本計画に基づきまして、生活排水処理率を平成22年度までに71.3%に引き上げることを目標に取り組みを進めているところであります。

また、2ページの下の方、(4)に記載しておりますけれども、この計画も市町村合併などの状況の変化がありましたので、改定作業を現在、行っているところでございます。

1ページの方に戻っていただきまして、次に、(2)の生活排水処理施設整備の状況であります。アの本県の生活排水処理率の推移であります。下の折れ線グラフをごらんください。生活排水処理率の推移を示しております。表の見方ではありますが、横軸は年度を示しており、縦軸は処理率を示しております。グラフは、一番上が県全体で、17年度の実績は59.6%となっております。おおむね計画どおり推移しております。記載しておりませんが、全国の状況は、16年度末の実績が出ておりますが、73%となっております。まだ開きがあります。上から2番目のグラフが下水道で、その下が浄化槽、一番下が農業・漁業の集落排水施設であります。2ページの方に移っていただきまして、イの県内各市町

村における生活排水処理率の内訳であります、下の棒グラフをごらんください。色分けは処理施設をあらわしております、黄色が浄化槽、青が下水道、黒っぽいのが農業・漁業の集落排水施設であります。処理率60のところには赤い横線を引いておりますが、これが県全体の平均処理率であります。平均を上回っている市町村は9市町村となっております。

次に、(3)の県民啓発の推進についてであります、「美しい川・きれいな水ふれあい事業」という事業で、五感を使った新しい水環境指標を活用いたしまして、河川浄化の啓発を行っております。また、市町村が実施いたします河川浄化活動への補助に対する支援、あるいはテレビを使ったスポット放送による啓発、新聞、広報紙等による啓発を行っているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。2の「浄化槽整備事業について」であります。

浄化槽整備事業には、市町村が整備し維持管理を行う市町村設置型と、個人が設置し維持管理を行う個人設置型の2つの事業があります。いずれも、市町村事業に対する上乗せ補助事業でございます。

(1)の事業の概要であります、アの市町村設置型は、平成17年度に創設したものであります。下の図は、5人槽の浄化槽で住民の負担と国、県、市町村の負担をあらわしたものであります。5人槽、おおよそ90万円ということで、90万円の例で示しております。90万円のうち、左端の受益者負担、これは住民の負担であります、その負担が10分の1の9万円、右端の国の負担が3分の1の30万円、残りの51万円が市町村負担となります。ただ、市町村負担の51

万円は下水道事業債の対象となりますので、この起債の半分は、25万5,000円ですが、交付税措置がございます。残りの25万5,000円が実質的な市町村負担となりますが、県がその2分の1の12万7,500円の上乗せ補助を行うことで市町村負担を軽減しているところです。市町村負担は、次に説明いたします個人設置型の市町村負担とほぼ同額程度となっております。この制度は、書いておりませんが、市町村が浄化槽を10基から20基以上の面的整備を図る場合に適用されることとなります。また、維持管理は、下水道事業と同様に、住民からの負担で実施されることとなります。現在、宮崎市、佐土原町、延岡市がこの制度を活用して整備を実施しております。

次に、イの個人設置型であります。この制度は、平成元年度に創設したものであります。先ほどと同様に、下の図の90万円の例で市町村等の負担を御説明します。90万円のうち、左の設置者負担、これは住民負担ですが、5分の3の60%の54万円、残りの5分の2の36万円を、国が3分の1の12万円、市町村が3分の2の24万円を負担することとなりますが、この市町村負担に対しまして、県3分の1と書いておりますが、県が市町村負担の2分の1の12万円の上乗せ補助を行うことで市町村負担を軽減しております。したがって、国、県、市町村が3分の1ずつの負担となります。

次に、(2)の設置基数及び事業費の推移についてであります。右端の18年度の設置基数であります、個人設置型が、一番上の3,128基、その下の市町村設置型が100基で、合計3,228基を予定しております。その下は18年度末の県の補助で設置された基数の累計で、4万578基になる予定でございます。その下は予算額でございます。18年度の予算額で、一番下ですが、4億1,300

万円余を執行する予定にしております。これは、市町村の要望額はすべて確保しております。

次に、4ページをごらんください。3の「一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の設置について」であります。

(1)の背景は部長が御説明いたしましたので、(2)の一ツ瀬川水系濁水対策検討委員会の概要から御説明いたします。

まず、アの設置の目的であります。一ツ瀬川水系の濁水防止等の現状を改善することに関しまして、関係機関の連絡調整を密にいたしますとともに、濁水防止に関する対策の検討を行うことによりまして、一ツ瀬川の水質を保全していくことと、一ツ瀬川の清流化を目指していくことを目的としております。

次に、イの構成等ではありますが、委員会は、会長に県の環境森林部長、副会長に西都市長と九州電力の宮崎支店長を選定いたしまして、委員は、構成のところですが、県の環境森林部と土木部の両次長ほか、流域の町村長、助役、市町村議会議長、九州電力本店から土木部長で構成しております。委員のほかに、学識経験者と書いておりますが、3名を選定しておりますが、専門委員として選定しております。また、必要に応じまして、利水者など地元住民の参加を求めることにしております。このほか、委員会の事務を補助させるために、幹事会を設置しております。

次に、ウの検討内容についてであります。平成11年に策定いたしました「一ツ瀬川濁水軽減対策計画書」の評価と濁水防止に関する対策の検討を行うことにしております。具体的には、1つが、(ア)の九州電力株式会社の新たな中流域対策の課題検討であります。これは、現在、九州電力におきまして検証されております一ツ

瀬川貯水池と杉安調整池の濁質早期排出対策等に対する課題と対策について検討することとしております。2つ目は、上流域対策の課題検討であります。これは、上流域の森林などの状況を調査・把握いたしまして、その対策について検討することとしております。現在、上流域につきましては、担当者による会議を3回ほど開催しました。また、中流域につきましても1回ほど開催いたしまして、計画の課題と対策を整理しているところであります。今後は、幹事会を10月に開催し、さらに内容を詰めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○濱砂委員長** 執行部の説明が終わりました。委員の皆様への質疑を求めます。質疑はございませんか。

**○米良委員** 生活排水対策についていろいろ説明がございましたが、依然として公共下水道が進まない状況で、個人的な浄化槽の設置ということで59.5%と、おおむね計画どおり進捗がされておるといって御報告でございましたが、2ページでいきますと、かなり市町村においてばらつきがあるというのは以前からわかっておったことでありますけど、市町村の中で特に場所によって、進んでいても、あるいは進まないところもそうですけど、農業集落排水事業がそこにどんと進みますと、一つのひずみというか、進んでおるけれども、まだ一部残っておるものですから、生活雑排水がそういうところに流れてくる。漁村集落でも一緒なんです。だから、並行してやらないと、今、課長がおっしゃるように、60%近い普及率はされておりますけれども、市町村の、特に農業集落においてはいろいろ不満が多いんですよ。だから、市町村におけるそこあたりの指導というか、そういうことをやりなが

ら普及に努めてほしいと思うんですよ。まだ雑排水が流れるために、農業用水に流れ込んでにつきもさっちもいかないうところが我が町にもたくさんあることもいろいろ聞いておりますし、私も実情を知っておりますが、そういうところをつぶさに市町村あたりと連携をして、果たしてそういうところはないのか。あっても、その自治体あたりの財源的なもので窮屈なものですから、上がってこないんですよ。そこで課長、ここではわからんと思います、農業集落とか漁業集落排水対策はね。わかっておれば後で表か何かいただきたいと思いますが、市町村のそういった要望あたりはまとめていないんですか。

**○岡田環境管理課長** 農業集落排水の要望箇所ということでございます。特に箇所は聞いておりませんが、また、資料として提出するというところで予定したいと思います。

**○米良委員** 普及はされておりますけれども、さっきの繰り返しになりますが、そういうところがかかりありますから、そこあたりをちょっと精査してみてください。そして、農業集落排水、漁業集落排水と一緒に並行していくような政策的なものをつくっていかないと、一挙には片づかん、まだばらつきがありますからね。そこあたりをよろしく、これは要望しておきます。

**○岡田環境管理課長** 現在、基本計画の改定をして、土木部と農政水産部と市町村と一緒にヒアリングをやっておりますので、委員言われた件につきまして、協調してできるような形で協議してみたいと思います。

**○濱砂委員長** ほか、ございませんか。

**○井本委員** 今まで下水道事業をいろいろやってきたけれども、非常にコストがかかるということで、何か簡易な浄化槽を事業として進めるということになりましたよね。あれのその後の

進み方というのはどうですか。そっちの方に大体シフトしているようにありますか。

**○岡田環境管理課長** 委員おっしゃいますのは、下水道にかわる市町村設置型の整備状況ということでございますが、この事業につきましては、先ほど御説明したとおり、17年度に補助事業をつけまして、市町村と県の負担が同じになるような制度をやりました。最初は17年度に佐土原町が63基ほど入れていただきました。ことしは佐土原の方が80基ほど、延岡市の方でもやっていただくことになりまして、20基ほど、綾町が多分、来年、10基ほど入れていただくと思いますが、市町村も今、財政事情が厳しい状況があるということ、それから、昨年、一昨年の災害が厳しいものがありまして、こちらの対策がまだなかなか進んでいなくて、浄化槽の方にまだ財政が行かないということもお伺いしております。それから、人的な整備とかいうのもございまして、なかなか急には広がりを見せておりませんが、着実に進んでいくように進めてまいりたいと考えております。

**○井本委員** コスト的には大分違うもんですか。

**○岡田環境管理課長** 下水道と市町村設置型の違いでございますが、いろんなケースがございます。人口が集中しているところと山村地域、延岡市でも山村地域といいますか、都市部ではないところでは、都市部では下水道の方が維持管理といいますか、全体が安くなる場合がございます。資料で申しますと、下水道事業は10万人から30万人で、立米で申しますと203円ほどになります。これは集中したところ。これに対しまして、市町村設置型は220円。ただ、人口が例えば1万人から3万人ということになりますと下水道は350円ほどになりまして、市町村設置型は220円ということですので、市町村設置型がか

なり割安になるようでございます。以上でございます。

○黒木委員 私は日向ですが、公共下水がかなり進んでいるんですけども、家庭からのつなぎ込み、これがかなり手間取っているところもあるし、つなぎ込みを数年たってもしていないところがある。ここらあたりの状況はどうなんですかね、今、あなたたちが調査している状況では。

○岡田環境管理課長 下水道、土木部で所管しております。この後に土木部がございますので、そちらの方で。申しわけありません。私もはつなぎ込みのところはちょっと把握していません。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 後の維持管理を考えると市町村管理型に誘導すべきかなと思うんですよね。現実のところ、財政負担を考えると、維持管理に関しての財政負担、積極的に何か支援策を講じないと、市町村あたりも余りみずから好んでというような姿勢になりづらいんじゃないかと思うんですけど、今後、個人型と市町村管理型を見据えたときに、何らかの誘導策が必要なような気がするんですけど、そこらの課題というのは現時点ではどんなんですかね。

○岡田環境管理課長 市町村も県も財政が厳しい状況の中で、市町村設置型を要望にこたえていくということはなかなか難しい状況があらうかと思えます。県は17年度によりやく市町村に対して2分の1の補助をやったところでございまして、これも何とか議員の皆様方の支援をいただきまして制度を設けたところでございまして、現在、これを市町村の首長に御理解いただくところを一生懸命やっております、管理費用の補助についてはまだ今のところ、事情もあ

りますので、御理解いただきたいと思えます。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

○太田副委員長 市町村設置型、18年度が100ということで、予算上、これで確定したんだろうと思うんですが、19年度はどのくらいを見込まれるというか、計画としては上げられそうなんでしょうか。

○岡田環境管理課長 ただいま、市町村の方に要望を聞いておるところでございまして、はっきりはまだわかりませんが、過去の経緯からわかりますのは、宮崎市、佐土原町が大体80基ほど、延岡市が20基ほど、これはことしのあれと同じで、綾町が10基ほど、今、条例とか基金とかの検討に入っております、ほかのところはまだ、今、要望を聞いておる段階でありますので、また予算の前には確定して、要求させてもらいたいと思えます。

○新見委員 個人設置型の合併処理浄化槽ですが、市町村がきちんと管理をやってくれるものに対して、この個人設置型は、あくまでも住民が自己責任でもってきちんと管理していかないと、本来の機能を発揮してくれないんじゃないかと思うんですが、設置された後の管理が適正にされているかどうか、そこ辺の確認等はどういう状況なのかをちょっと教えてください。

○岡田環境管理課長 個人設置型の浄化槽の維持管理の件でございます。個人設置型の場合は、まず、維持管理の方法が2つございます。清掃をまずやっていただくということ、それから保守点検というのをやっていただくことと2つございまして、さらにそれに法定検査といいますか、車検みたいなものをやっていただく形になっています。現在、率で申しますと、合併処理浄化槽で保守点検をやっているのは、県の報告で言いますと、これは16年の数値で申しわけない



んですが、81%ほど浄化槽所有者はやっ  
ていただいているんですが、残り19%は  
まだやられていないような状況でござ  
います。浄化槽協会とか環境科学協会  
、環境科学協会が法定検査を行う機  
関でございます。浄化槽協会は清掃と  
か保守点検、浄化槽設置の団体でござ  
います。これらの関係機関と一緒にな  
ってPR、啓発活動を行っているところ  
でございます。以上でございます。

○中野委員 市町村設置型と個人設置  
型は個人の負担額の違いだけですか。  
その違いは何ですかね。

○岡田環境管理課長 まず、お金の話  
を抜きにいたしますと、市町村設置型  
は市町村みずから下水道と同じよう  
に、下水道はコンクリートでずっとつ  
ないでいきますが、そのかわりに浄化  
槽をつないでいく、市町村が所有し  
ていく、そして、その後の維持管理も  
下水道と同じようにしていく。個人設  
置型は、個人で購入して、設置して、  
管理していくということの違いでござ  
います。

○蓬原委員 市町村設置型というのは、  
例えば、ある家が固まっているところ  
を1カ所に引いて、1個そこに浄化槽  
をつけるということですね。個人は当  
然、個人の家に1個ずつつけるという  
ことですか。確認です。

○岡田環境管理課長 市町村設置型の  
浄化槽設置の方法でございますが、一  
軒一軒つけてまいります。ただ、面的  
整備ということが条件になっておりま  
して、過疎・山村地域では10基をま  
とめてやっていく。まとめてといいま  
しても、市町村全体を考えていただ  
ければいいと思いますけれども。設置  
の仕方は個人設置型と全く同じでござ  
います。集落でつくるわけではござ  
いません。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

では、その他について何かございま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 それでは、質疑がない  
ようでございます。

ここで終わりたいと思います。執行部  
の皆さん、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

---

午前10時41分再開

○濱砂委員長 委員会を再開いたしま  
す。

農政水産部においでいただきました。

本日、皆様方には、当委員会の調査  
の一環として説明をいただきますが、  
どうぞよろしくお願いたします。

委員会の委員につきましては、既に  
配付いたしました委員会名簿のとおり  
でありますので、紹介は省略をさせ  
ていただきます。また、執行部につ  
きましても、資料の中に本日御出席  
の幹部職員名簿を掲載していただい  
ておりますので、紹介は省略いた  
だいて結構でございます。

それでは、農政水産部の事業の説明  
を願いたします。

○長友農政水産部長 農政水産部で  
ございます。よろしく願いたします。

早速ですけれども、お手元の「河川  
環境対策特別委員会資料」を1枚お  
開きいただきますと、右側に今、委  
員長からお話がありましたように、本  
日の出席者名簿をつけております。  
私を初め、7名が出席いたしてござ  
います。

それから、左側の方に目次がござ  
いまして、2番目に、「農業集落排水  
事業について」と書いてございま  
すけれども、本日、農政水産部から  
は、農村整備課長が農業集落排水  
事業について

御説明をいたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

○後藤田農村整備課長 農村整備課でございます。  
よろしくをお願いいたします。

お手元の資料の2ページをお開きいただきたく  
と思います。「農業集落排水事業について」、  
御説明をさせていただきます。

初めに、1の事業の概要でございます。

(1)の事業の目的でございますけれども、  
農業集落排水事業につきましては、農業用排水  
の水質の保全、機能の維持、また農村生活環境  
の改善を図りまして、あわせて河川などの水質  
保全に寄与するために、農業集落におきまして、  
し尿、生活雑排水の汚水、汚泥または雨水を処  
理する施設などを整備しまして、生産性の高い  
農業の実現、また、活力ある農村社会の形成を  
図るものであります。具体的には、汚水とか雨  
水を流します末端2戸までを対象とした管  
路施設、それから管理用のマンホール、汚水処  
理施設、そのほかに、附帯します施設として管  
理用道路とか照明、植栽などが整備の対象とな  
ります。

次に、(2)の採択要件でございますが、農業  
振興地域内の1から3集落程度を対象としまし  
て、受益戸数がおおむね20戸以上で、処理対象  
人口が原則として1,000人程度以下となっております。  
ただし、市町村とか県の下水道部局間で  
協議をして調整ができれば1,000人以上の規模で  
も実施することができるようになっております。

次に、(3)の事業の実施主体につきましては、  
市町村等となっております。なお、県や土地改  
良区なども実施主体となることができますが、  
本県におきましては、すべて市町村となってお  
ります。

続きまして、2の農業集落排水事業の実施に  
ついてでございます。

昭和55年度以来、延岡市、旧北浦町でござい  
ますが、ここを皮切りに、15市町で59地区が採  
択されておまして、平成17年度末までに15市  
町の54地区が完了しております。なお、18年度  
には、5市町で5地区が実施中でございます。

表-1は、平成12年度から本年度までの年度  
別実施状況でございます。真ん中の二重線の  
上段の方になりますが、当該年度の事業費と実施  
地区数を記載しておまして、下段には当該年  
度に完了しました地区数と、それまでに完了し  
ました地区累計を記載しております。

表-2につきましては、上段に3部によりま  
す生活排水対策総合基本計画で示しております  
けれども、農業集落排水や漁業集落排水等の平  
成12年度からの処理人口の推移と、括弧書きで  
処理率を記載しております。中段が公共下水道、  
合併浄化槽を含めました県全体の処理率を記載  
しております。なお、下段につきましては、県  
人口の推移を記載しておるところでございます。  
平成12年度は処理人口が約2万4,000人というこ  
とで、率で2%であったものが、平成17年度末  
現在では、処理人口が4万1,004人となってお  
りまして、県全体の人口117万6,545人に対しま  
して、処理率が3.5%となっているところでござ  
います。なお、その時点の基本計画目標の58.9%  
に対しましては、公共下水道と合併浄化槽を合  
わせまして実績59.5%となっております。計  
画を達成しているところでございます。

次に、右の3ページをごらんいただきた  
いと思います。3の事業補助金の仕組みにつ  
いてでございます。

まず、上段の図-1、補助割合をごらん  
いただきたいと思いますが、ここで御説明いた  
しま

すと、まず、事業費がございます。その事業費の50%が国の補助でございます、残りの50%につきましては、市町村並びに受益者の負担となります。市町村負担分につきましては、起債が100%の下水道事業債が充当できますので、また、起債に対しまして44%相当の交付税措置が適用されております。なお、県の支援といたしましては、市町村に国庫補助金及び地方債の充当後の市町村負担分になるわけですが、並びに地方債の償還に要する経費の財源としまして、一般的な地域におきましては、事業費の7.5%の交付金を県によりまして交付しております。また、地域条件の不利な過疎地域とか振興山村地域、特定農山村地域を含む市町村におきましては、10%の交付金を交付することとしております。

そこで、ちょっと言葉ではわかりにくいと思いますので、下に「参考」図-2で一般地域を例にとりまして、具体的に数値で御説明いたします。まず、事業を実施している市町村によって受益者の負担は異なりますけれども、受益者負担をまず5%といたしまして試算しております。まず、国庫補助金が50%、これを差し引きました補助残50%から受益者負担の5%を差し引いたのが市町村負担でございます、45%になります。その45%の100%が起債の対象となっております。ですから、この45%に対しまして、44%相当の交付税措置がなされますので、45%に44%を乗じまして得た数値、19.8%になるわけですが、これが交付税措置されることとなります。よって、45%からこの19.8%を差し引きました25.2%が市町村負担となってくるわけです。この25.2%に対しまして、さらに県交付金の7.5%を交付いたしますので、市町村の最終的な実質の負担割合は17.7%となります。

なお、記載しておりませんが、過疎地域におきましては、過疎対策事業債というのが適用されまして、これは70%相当が市町村の起債の半分、2分の1以内で交付税措置が適用されるということから、市町村実負担率につきましてはさらに下がることになっております。市町村実負担率につきましては、今の事例に沿って計算いたしますと、結果だけで申しわけありませんけれども、一般地域では、先ほどの数字ですけど、17.7%、振興山村、特定農山村地域では15.2%、過疎地域では9.35%となります。

農業集落排水事業の説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

**○濱砂委員長** 執行部の説明が終わりました。質疑はございませんか。

**○米良委員** 先刻の環境森林部の皆さん方にもちょっとお話やらお願いをしたところでしたが、生活排水対策については59.5%と計画どおりの普及率というお話も聞きました。ただし、市町村によってはばらつきが多いんですね。そういう中で、個人的な浄化槽で処理しておるところに限って言いますと、普及率は、これもばらばらですね。その農村集落において残ったところの処理がされていないために、農業用水が汚染をされたり、そこにもって同時並行していかんといかんじゃないかという話を僕はさっきしたんですよ。そういう嫌が上でも残るところは、市町村自治体に指導なりしていただいて、農業集落排水事業でカバーしていくことも可能じゃないかなということからそういう話をしたところでしたが、そういうところがあると見受けられるものですから、だから、そういう調査も必要であろうし、農業集落排水事業における市町村の要請率、ここでいくと、さっき、54完了地区という課長の説明ですが、こういうとこ

ろ以外にもっとそういう必要性がある場所があるのか、そういうところを把握しておればお聞かせをいただきたいと思うんですよ。

それからもう一つ、平成15年はたった1カ所ですよね。こういう年次というのは市町村の要請がなかったものかどうかですよね。以上です。

**○後藤田農村整備課長** 先ほどのまず計画につきましてですけれども、これは、確かに、全体的にはばらつきがあるようでございますけれども、特に、農業集落排水事業の場合は、逆に、当初計画してきたよりも、どちらかというところ合併浄化槽の方に移行しつつあるというような状況がございます。といいますのは、まず、浄化槽の方が建設コストが安いということと、それから、ちょっと参考までに申し上げますと、市町村の実負担が集排の場合は約60万ぐらい、これは今までやったところの中で試算したものですけれども、1戸当たり60万ぐらいかかるのが、浄化槽につきましては12万6,000円ぐらいで済むと。これは建設コストだけでございます。トータルコストにつきましては、最終的には浄化槽の方が高くなるんですけれども、ただ、簡単にやりやすくなっているというようなこと、それから、今言いましたように、市町村の財政事情によりまして、非常に合併浄化槽への移行が進んでいるということで、建設コストがまず安いということと、それから、集排の場合は時間がかかります。調査から設計して工事までかかるのに、大体今のところ限度工期というのがあります。6年ぐらいかかります。そういった面から、気軽に、気安く、容易にできます浄化槽の方に移行するというような傾向がございます。

それから、浄化槽法の改正によりまして、13年から単独浄化槽が廃止されまして、下水道と

か集落排水が整備されていない地区におきましては、家屋の新築とかトイレの改修のときには必ず合併浄化槽を設置することが義務づけられております。そういうこと等から個人での設置が進んでいるということで、逆に集落排水事業が伸び悩んでいる状況ではございます。ただ、農村地域は非常に都市部に比べておけているわけですから、我々としても、今後の計画を今回また見直しをしておるんですけれども、それを踏まえて今後、これは大事なことでございますので、できるだけ達成に向けて頑張っていきたいとは思っています。

**○米良委員** 最初も申し上げましたように、生活排水対策ですから、浄化槽の設置あたりと同時並行していくような、農は農、漁は漁で、環境の面からはそういうところから、三者が一体とならんとなかなか……。そういうところも我が町には残っておるわけですよね。これは20戸以上ですけれども、20戸以上ということになるとなかなか難しいんですよ。点在しておるものですから、10戸ぐらいなら何とかなるなどか、7～8戸なら何とかまとまりそうだがなというところもたくさんありますから、そこあたりの緩和策はできないのかというふうに思うわけですけれども。ですから、そういう難しさ、条件に合わないところについても、県は何らかの手を差し伸べてほしいなという気がするものですから、これは要望しておきたいと思っています。

それから、くどいようなんですけれども、例えば、20戸から30戸の農村集落において、浄化槽は進んでおっても、2～3戸どうしても個人浄化槽を設置しないと。あるんですよ。積もり積もって、そういう人たちのも用排水に流れるものですから、それが湯水時期になりますと汚泥が黒くなってしまって、いかにも汚い環境に映っ

てくるわけですね。だから、最前言いましたように、一緒に並行してそういうのが進行していくようなことをちょっと指導してみてください。以上です。

**○後藤田農村整備課長** まさに今言われたとおり、要するに末端は河川の方に入っていくわけですから、ただ公共下水道、浄化槽だけでは満足いくところじゃないと思いますけれども、農業集落排水事業も今、全体の計画を見直しておりますし、また、その中でできるだけ農業集落排水の推進は図っていきたいと思っています。また、他部とお互い連携しながら、今、委員の言われたような形に努力していきたいと思っております。

**○黒木委員** 農業集落排水事業は3.5%と今言うような条件で非常に低いんですが、農家集落でも、ほとんど改築しますと今言う合併浄化槽をつけますよね。そういう比率というのは出してないんですか。この3.5%というのは農業集落排水事業をやった分だけの数字ですか。余りにも低いからですよ。

**○後藤田農村整備課長** 今言われますように、農業集落排水等、この中には「等」という言葉で表現していますけれども、漁業集落排水事業もございます。これは港の方に近いところのございます。そのほかに簡易排水というのをほかの課でやっておる事業もあります。その3つを含んだ形で出しておりまして、これは結局、市町村がそれぞれの地域でいろんな地域条件があると思います。散在しているところは非常に建設費が高くなるとか、そういったこともありますので、あくまでも市町村が事業計画を立てまして、農振地域とか都市計画区域、その他の未整備の地域というようなことで分けているんですけども、そういったすみ分けをした中で市

町村がそれぞれ公共下水道はどこまで持っていく、集落排水はどこまで持っていくというような計画を立てておりまして、それをくみ上げまして県が整理しているというようなことをございます。

**○黒木委員** 数字的には59.5%ですかね、これも実際、今言うように、それぞれの家庭で合併浄化槽をやっている、これは含まれてないんじゃないですか。でないこんな数字じゃないと思うんですよ。どこの地域に行っても、個人個人の今言う合併浄化槽というのもやっている。今、問題のあるのはもう一つあると思うんですよ。個人個人がつけている浄化槽の管理、年に2回とか必ずやらないと汚泥みたいなのが出たり、においが出てきたりするんですね。この管理のさせ方、これを徹底しておかないと農業用水に全部入っていくんです。農村地帯ではこの管理不足で非常にそれが大きく入っているなというところがあるんですよ。そこ辺の管理指導をもう一つよくさせていく方法でもないかなと思うんですけどね。

**○後藤田農村整備課長** 管理につきましては、農業集落排水の場合は市町村が事業主体になりますので、最終的には市町村が定期的に管理していくことになります。浄化槽につきましては、そこ辺は私もちょっとはつきりはわかりませんが、そこまで義務づけされていないのかなという気はしております。以上のございます。

**○黒木委員** あなたの方でちょっと答えにくいところがあるかもしれないけど、農地を守る側にしてみれば、あなたのところですから、そちらの管理とか環境面で少しは関連してきますので、関連部門の方には言うべきじゃないかなと。そういうふうに見解を出させるべきじゃないかなというふうに思っています。

○石川農村計画課長 生活排水対策につきましては、先ほど、環境森林部の方からお話がありましたけれども、下水道並びに集落排水、それと浄化槽ということで、三者で今、連携させていただいて実施しているところでございます。それで、ちょっと浄化槽につきまして言えば、環境森林部の方からの話で私の方から言う部分ではないんでしょうけれども——言う部分でないと言うとあれでしょうけれども、個人設置が今までされておりまして、ただ、個人設置につきましては、受検率というか、検査を受ける体制がなかなかできないということがございまして、市町村設置型ということで、市町村がそこを責任持ってやるというふうなこともやっています。私ども三者で協力しながら、水質とか、そういうふうなものをきちんとやっていかないと、農業用水の汚濁とかというものに対して、私どもの方の農業者とかが影響を受ける部分がありますので、そういった三者できちっと毎年、合同で会議とかやっておりますので、そういった中で議論していきたいと思っています。以上でございます。

○井本委員 関連して、2ページの表-2の見方ですが、県全体では下水道、浄化槽の59.5%、農業集落排水事業が3.5%というのは、59.5%の中に3.5%が入っているということじゃないわけですよ。

○後藤田農村整備課長 そういうことです。

○井本委員 当然ですね。だから、59.5%と3.5%、結局、県全部で言えば60%とは違うの。

○後藤田農村整備課長 これは内数でございます。59.5%が下水、浄化槽、それから集排を含んだ率でございまして、このうちの3.5%が農業集落排水等ということでございます。

○井本委員 その中に入っているわけですね。

そうですか。

それで、集落排水事業が結局、余り効果がないことはないでしょうけれども、金がかかるといって、今言った浄化槽の方に移行しつつあるという傾向にはあるわけですか。

○後藤田農村整備課長 今言われるとおりでございます。

○井本委員 そうすると、その金の出どころというのは農業集落排水では農水省の方でしょうけれども、こっちの方になるとまた違う環境省か何かの出どころになるということになるんですかね、予算は。

○後藤田農村整備課長 浄化槽と公共下水道の方は農水省の管轄ではございません。

○井本委員 でしょうね。どこから出るんですか。

○後藤田農村整備課長 下水道が国交省だと思います。

○石川農村計画課長 下水道につきましては、国土交通省でございます。それで、合併浄化槽につきましては、環境省が所管しております。以上でございます。

○井本委員 だから、3省が話し合っただけからちょっと複雑に見えるんですね。

○石川農村計画課長 予算は今、3省ばらばらという部分はありますけれども、実は生活排水処理計画につきましては、国交省、農水省、環境省の方で、どういうふうなガイドラインで整備すれば一番効率的かというふうな指針を示しております。ただし、それは市町村とかが主体となって事業を実施するような形になりますので、あくまで市町村の自主性でそういうふうな計画をつくるような形になっています。そこに対して農水省、環境省、国交省とかが補助金を出すようにはなっています。それと、昨年度で

すか、汚水処理交付金というのができておりまして、これは、1つの市町村に、例えば、下水道と集落排水、2つやっておるところの市町村につきましては、例えば、市町村とかが望めば、それを内閣府というところから一発でお金が行くような形になっています。そういった部分で、今は各省庁から行く予算の部分と、例えば、そういうふうな内閣府からいろいろまとめてどんと行くような予算ということで、二通り方法としてはあります。ただ、あくまで市町村の自主性ということでございます。以上でございます。

○井本委員 わかりました。

○坂口委員 5地区の完了予定の2地区、この市町村はどこどこになっているんですかね。

○後藤田農村整備課長 18年度実施地区の5地区ですか。

○坂口委員 完了予定地区。市町村でいいです。ダブっているところがあるから。

○後藤田農村整備課長 まず、市町村は、新しい市町村ですけど、都城市、宮崎市、清武町、日向市、延岡市になっております。

○坂口委員 ことし完了する予定は。

○後藤田農村整備課長 ことし完了予定が、そのうちの都城市と宮崎市の2地区でございます。

○坂口委員 そうすると、市町村計画の中で農集、漁集を計画していて、まだ未着手というところが幾つかあるんですかね。

○後藤田農村整備課長 申しわけないですけど、今後の計画でしょうか。

○坂口委員 長計の中で入れていて、まだ未着手というようなところは。

○後藤田農村整備課長 それはございます。これは、一応、管理計画を出しているんですけれども、5カ年計画で予定されているところが5市町でございます。それから、ほかに、機能強化

というのがありまして、これは更迭的な事業でございます。これが2町でございます。

○坂口委員 同じ市町村の中で複数地区抱えていけば事情は違うでしょうけど、せめて2地区終わったときは、次、2地区、3地区がまた来年度から事業着手していけるというような市町村との連携とか推進に向けての働きかけですかね、こういうのが常に段取りされているといいかなど。計画を組んでいるわけですから、少なくとも、基本計画は下水道処理の最終駆け込み年度が平成8年度ぐらいだったような気がするんですよね。その後、また追加は当然あっているんでしょうけど。だから、大方の市町村が100%の中のどれだけはあるというような計画は組んでいると思いますから、終了してから次の枠が入っていくような働きかけというのを積極的にしていってくださいという要望です。

○後藤田農村整備課長 先ほど御説明した中で、今後の計画の中で5市町と言いましたけれども、1つダブっております、4市町でございます。5市町が4市町の間違いでございます。すみませんでした。

○濱砂委員長 ほか、ございませんか。

○蓬原委員 平成13年度の第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画の中で、平成22年度までに71.3%に県内の処理率を上げると。その中で農業集落排水は、今、3.5%という内数の話が出ましたが、22年度には6.3%に持っていくという目標、先ほどの環境森林部でそういうデータをいただいております。そうしたときに、3つのシステムの中で農業集落排水というのが占める割合というのは一番小さいわけですが、投資額、今、行財政的に非常にどこの市町村も苦勞している時期なので、やっぱり予算との兼ね合いでどっちを進めるかというようなことが出てくる

と思うんですけれども、私どもが感覚的に処理率ということで考えたときに、端的に言って、合併処理浄化槽と農業集落排水事業というのはどっちがお金がかかるかということですよ。私のところも大分前に集落排水をやっています。先進地でございますので、梶山というところを見ていただくといいんですが、やっております。そのときも便器をかえたり、水道を引いたり、電気を引いたり、入り口が長いもんですから、やると1戸当たり70~80万、場所によっては入り口が長いところは100万かかったりとかいうこともあるんですが、そのあたりの行政ということに限っていいと思うんですが、行政的に考えてどっちが安上がりかと。

○後藤田農村整備課長 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、建設費につきましては、末端に行くまでの建設費なんですけれども、これは、集排の県内の実績とかをもとにして出ておりますけれども、1戸当たり350万。

○蓬原委員 1戸というのは1軒。

○後藤田農村整備課長 1軒でございます。これを1年間で、1戸当たり350万、それから合併浄化槽につきましては、これは環境森林部の資料でございますけれども、約90万ということになっております。

○蓬原委員 ということは、合併処理浄化槽が大ざっぱには4分の1ぐらいで行政コストは済むというふうに判断していいということですね。

○後藤田農村整備課長 それから、建設費はそうなんですけれども、維持管理費をちょっと参考までにお話ししておきますと、集落排水事業は、1戸当たり、年間に1万6,000円ぐらいかかるんですが、合併浄化槽につきましては、1年間に1戸当たり6万5,000円というようなことで、金額的には高くなります。トータルコスト

としましては、最終的には農業集落排水事業の方が1戸当たりの金額は少なくなってまいりますので、この辺を考えて、やはり地形条件とか市町村の状況があると思いますけれども、農業集落排水事業の推進を図っていきたいと思っています。

○太田副委員長 ちょっと言葉の確認をお願いしたいんですが、2ページの農業集落排水事業の目的のところに、「雨水」という言葉がありますよね。私、公共下水道とかいうものは、雨水というのは別系統で、処理しないという形をとっていると思うんですが、この中で「雨水を処理する」というふうな表現に読めるんですが、雨水も入っているということですかね。

○後藤田農村整備課長 今言われましたように、雨水は汚水とは別個の路線で分けて処理することになっています。雨水の排水もこの事業でできるということでございます。

○太田副委員長 雨水は本来は別だけれども、これでは雨水の方にも予算がつくということですね。

○後藤田農村整備課長 集落排水事業は雨水の排水と下水道事業、両方できるということでございます。

○太田副委員長 それと、これは私の勘違いでしようが、農業集落における「し尿」というふうにありますよね。し尿というと家畜ふん尿のし尿もあるのかなというようなふうにちょっと読めたんですが、これは人間のし尿ということではないですかね。

○後藤田農村整備課長 そのとおりでございます。

○太田副委員長 わかりました。

○中野委員 2ページのこの表の見方がわからないんですけど、昭和55年以来、59地区採択、54



地区が完了したということですよ。下の平成12年度、例えば24地区、この年に採択したんだろうと思うんですけど、完了地区が6、5、7、1、3、何ぼ見ても実施地区と完了地区の累計が合わんのですけど、もう一回教えてください。

○後藤田農村整備課長 これは、12年度以前に既に完了したところがございます、これをそのまま足しますと合いません。ですから、実施地区数が24地区ありまして、そのうちに完了地区が6地区ということがございます。トータルが37になっていまして、これは単純に足すと30にしかならないわけですけども、この完了地区の累計は、平成12年度までに終わっているところが入ります。

○中野委員 だから、平成12年の24というのは、平成12年度に採択した……。

○後藤田農村整備課長 これは平成12年度に実施されている地区ということで、新規採択されているという地区ではございません。

○中野委員 そういうふうに書けばわかるけど、一方では、平成18年度に5地区を実施している。上の文章を見ると、59地区が採択され、54地区が完了したとなっておりますよね。だから、実施地区数というのは、平成12年度に24地区工事が済んだところですか。完了したところですか。

○後藤田農村整備課長 24地区が実施されているということですよ。

○中野委員 24地区、工事が入ったということですか。

○後藤田農村整備課長 今、委員の言われることは、恐らく、12、13、14とかありますけれども、例えば12年度が24地区実施中がございます、13年が19地区実施しているということになっているんですが、実際これはダブっております。

2年、3年かかる地区がございますので、この中でダブリがございます。

○中野委員 上の文章とこれが全然合わんからですよ。

○長友農政水産部長 詳しく御説明申し上げます。

上の文章で「59地区が採択され、平成17年度末までに54地区が完了した」と書いてございますが、その54地区は、表-1の平成17年度の一番下に54という数字がございます。これが平成17年度までにすべて工事が完了した地区の数でございます。59から54引いて、5地区、残りがございますので、それは平成18年の実施地区数の5のところに来るわけでございます。ところが、平成12年度から平成13年度を見ますと、例えば、平成12年に24実施したところで6地区完了していますから、残りは18になるはずなんですね。ところが平成13年度は19になっています。ということは、平成13年度から初めて工事をしたところが1地区あった、だから19地区になると、そういうふうにごらんいただきたいと思えます。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

○蓬原委員 黒木委員の先ほどの質問を取り上げるようなことになりますけど、本当は公共下水道での質問だったんですけど、工事が完了して、各家庭の接続率、私も、いろいろ地元がありましたから、よくわかっているつもりなんですけど、地域によってかなりばらつきがあるはずなんですね。90何%いっているところもあれば、70%とか、あとはわかりませんが、最終的には理想は100%のはずなんですね。接続率はどうなっているか。

○後藤田農村整備課長 現在、18年の3月時点でございますけれども、接続率が74%になっております。

○蓬原委員 市町村のばらつきで、例えば、一番いいところが幾らで、一番悪いところは幾らですか。

○後藤田農村整備課長 一番いいところでは、例えば、旧田野町でございますけれども、100%、これが2市町でございます。それから、悪いところでは、50%以下がまだ3市町ぐらい残っております。

○蓬原委員 三股は入っていないと思えますけど、まだ推進中ということもあるんでしょうが、その50%以下というのは、それだけの投資をして事業効果が出ないということの指摘は当然出てくると思うんですよ。国からも当然あるでしょう。そこをどう推進していくかということ、これは県だけじゃなくて、市町村が主体でやることですから、こっちの責任はそんなにないのかも知らんけど、そのあたりについてはどういう取り組みをされているのか、ちょっとお聞かせください。

○後藤田農村整備課長 加入率の悪い一つの主な理由なんですけれども、農村地域、非常に高齢化して、ひとり世帯で後継ぎがないとか、それとか年金収入だけで、宅内工事費の負担が非常に高いものですから、全部改装していきますと100万円以上かかります。そういったことからその負担ができないとか、それとか改築を予定しているとか、それと合併浄化槽等で設置済みだとかいったようなことであれしておりますが、一応、市町村の方もそのまま加入率が低くなりますと、維持に非常に支障を来してきますので、市町村の方では、特に事業推進員を確保するとか、これは宮崎市の方なんですけれども、それとか宅内工事費の積み立てを啓発していくとか、市町村単独の利子補給をしていくとか、これは旧西郷村でございますけれども、それと

か、市町村の広報とかパンフを配布しながら推進するとか、また、住宅の改造費を補助していくとか、そういったことで市町村の方も努力しているところでございます。

○蓬原委員 わかりました。頑張ってください。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 それでは、その他について、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 ないようでございますから、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

---

午前11時28分再開

○濱砂委員長 委員会を再開いたします。

土木部においでいただきました。

それでは、土木部の事業等の説明をお願いいたします。

○藤本土木部長 土木部長の藤本でございます。委員の皆様には、河川環境対策に関しまして、御審議、御指導をいただいているところでございます。

本日は、公共下水道事業につきまして、公園下水道課長に説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○富高公園下水道課長 公園下水道課長の富高でございます。

公共下水道事業の概要について、説明させていただきます。

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。説明は、お手元にあります「河川環境対策特別委員会資料」に沿ってさせていた

できます。資料は、各ページの下に1ページから4ページまで記載しておりますが、落丁、乱丁がある場合はお知らせください。

それでは、委員会資料の1ページをごらんください。まず、1の公共下水道事業の概要についてであります。

本県の公共下水道は、市町村が事業主体である公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の2つの事業で行われております。このうち、公共下水道事業は、主として、市街化区域や用途区域内における下水処理を行うもので、市街化区域内で実施している自治体は宮崎市や清武町など3市2町、また、用途区域内で実施している自治体が宮崎市や三股町など6市5町あります。次に、特定環境保全公共下水道事業は、公共下水道で実施できる区域外にある集落を対象とするもので、宮崎市や北郷町など2市3町3村があります。

続きまして、2ページをお開きください。2の公共下水道事業費の財源について御説明します。

まず、1)の事業区分についてでございますが、公共下水道施設の整備は、大きく国庫補助事業と単独事業の2つの事業で行われております。このうち、国庫補助事業につきましては、

(1)の①から③に記載していますように、一定規模以上の管渠や終末処理場及びその補完施設が補助対象施設となります。また、単独事業につきましては、(1)の①、②に記載していますように、小規模な管渠、処理場の門、さく、塀など、国庫補助対象とならない施設を整備しております。

次に、国庫補助事業、単独事業の財源構成につきましては、1)に記載しているとおりですが、それぞれの財源割合について御説明いたし

ます。3ページをお開きください。この表では、左側と中央の国庫補助対象事業と右側の単独事業に分けて、公共下水道事業の財源構成を示しております。初めに、国庫補助対象事業について御説明いたします。国庫補助対象事業には、国庫補助率が50%であります幹線管渠及び終末処理場低率分と、国庫補助率が55%であります終末処理場高率分があります。終末処理場の高率分と低率分の区分につきましては、処理場の造成、管理棟、ポンプ場などが低率、水処理施設や汚泥処理棟などの施設が高率となっております。

まず、左の図をごらんください。幹線管渠及び終末処理場低率分の財源構成につきましては、国費が50%、受益者負担金等が5%、残りの市町村負担金45%につきましては、下水道事業債が100%充当されます。なお、この下水道事業債に係る元利償還金につきましては、処理区域内の人口密度に応じて、7.2%から19.8%の間で地方交付税が措置されます。また、市町村による下水道事業を支援するため、自治体の下水道普及率及び財政力指数により、3.3%を上限として県費補助を行っているところです。この結果、市町村費の実質的負担割合は21.9%から37.8%となります。

次に、中央の図をごらんください。終末処理場高率分の財源構成につきましては、国費が55%、受益者負担金等が5%、残りの市町村負担金40%につきましては、同じく下水道事業債が100%充当されます。なお、この下水道事業債に係る元利償還金につきましては、先ほどと同じ6.4%から17.6%の間で地方交付税が措置されます。また、県費補助につきましても、3.3%を上限として補助を行っております。この結果、市町村費の実質的な負担割合は19.1%から33.6

%となります。

次に、右の図をごらんください。単独事業の財源構成につきましては、受益者負担金等が5%、残りの市町村負担95%につきましては、下水道事業債が100%充当されます。なお、この下水道事業債に係る元利償還金につきましては、国庫補助と同様に、15.2%から41.8%の間で地方交付税が措置されます。この結果、実質的市町村負担金は53.2%から79.8%となります。

以上が下水道事業の財源構成であります。

続きまして、4ページをお開きください。宮崎県の下水道の取り組み状況について御説明いたします。

左の地図は、平成17年度末現在における県内の下水道の取り組み状況を示しております。緑色または水色で着色をしている自治体が下水道を実施または計画している市町村で、無着色の自治体が下水道以外で生活排水対策を行っている市町村です。まず、色分けにつきましては、緑色が公共下水道、水色が特定環境保全公共下水道を示しており、それぞれ塗りつぶしている自治体が事業着手している市町村で、枠取りをしている自治体が計画はあるものの着手していない町です。また、供用済み市町村につきましては、それぞれ斜線で示しております。県内では8市16町2村で下水道の計画があり、平成17年度末までに宮崎市や都城市など8市10町2村で供用開始しております。このうち、北郷町、綾町、西米良村、諸塚村の2町2村につきましては、県過疎代行事業で処理場や幹線管渠の整備を行っております。また、五ヶ瀬町、日之影町、門川町、都農町、新富町、高原町の6町につきましては、現在、未着手となっております。なお、野尻町につきましては、斜線がなく未供用となっておりますが、ことし7月に供用を開

始したところであり、現在、事業着手したすべての市町村で供用開始をしております。

次に、右の表をごらんください。各市町村の供用年月と、平成17年度末現在における県内市町村ごとの下水道の普及率、農業集落排水、合併処理浄化槽、下水道を合わせた生活排水処理率を記載しております。まず、下水道普及率であります。この数値は、青色で着色しているところを記載しているとおり、下水道の整備が完了した区域内の人口を各市町村の行政人口で割った値のことで、下水道施設の整備状況を示しております。県平均の普及率が46.6%であり、全国平均の69.3%と比べ、全国で34位と低い状況となっております。次に、処理率であります。実際に汚水が処理されている人口を各市町村の人口で割った値のことで、汚水処理の進捗状況を示しております。平成17年度末の県平均処理率は59.5%で、おおむね県の構想で定めた計画どおりに進捗しております。

以上で公共下水道事業の概要についての説明を終わります。

**○濱砂委員長** 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。質疑はございませんか。

**○黒木委員** 公共下水で、私は日向なんですが、日向でも公共下水、かなり進んでおると言うんですけれども、ただ、つなぎ込みですよ。せつかく管渠がいけられても、つなぎ込みがおくれている部分があるんですよ。3年以内につなぎ込むことを約束されておっても、かなりの年数たってもまだつなぎ込みがされていない、非常にそういうところが目立つようになってきて、その対策も各市町村でとっていると思うんですが、現状としてはどうでしょうかね。

**○富高公園下水道課長** つなぎ込みの状況、各市町村対策ということの質問でございますけど、

今現在、整備をしております、つなぎ込みは、下水道においては平均して83%~84%ぐらいのつなぎ込みとなっております。整備をしてすぐというわけにはまいりませんので、各整備の手法等につきましても、段階を追った整備をしながら、つなぎ込みしやすいような状況といった形で取り組んでおります、また、各市町村に対しましては、先ほど説明の中で出ましたように、県費補助とか県過疎代行事業といったもの、それと基本計画策定補助といったものを、県の方でハードの方ではしておりますけど、ソフト面におきましては、下水道事業の説明とか情報の収集とか、そういったものを各市町村に18年度も10回ほどやっております。大体年間20回ほどやっております、それとまた、県内会議というものを年に6~7回ぐらいはやっております。

それと、各首長さんの方においてということで、トップセミナーというのを全国組織の中で年に1回程度やっております。また、事業の優先順位とか、そういったものも先ほどの話でしましたけど、他の施設の水処理や汚泥処理等の受け入れということで、下水道だけではなくて、農業集落排水事業とか、いわゆる浄化槽のくみ取ったやつに対して、ミックス事業という事業等があって、そういったものが新しい事業として取り組まれておりますけど、そういうものを各県の調査をしまして市町村の方に流そうというふうに取り組んでおります。

それと、また、今、5万人以下の市町村人口のところは15.2%と普及率が非常に低いものですから、そういったものに対して、下水道事業団が年に3回ほど技術支援をしております。

さらには、また、市町村と連携しまして、「下水道の日」における各種イベント開催とか、懸

垂幕、ラジオ、ホームページとかを使いながらPRを進めております。以上でございます。

○黒木委員 つなぎ込みのパーセントが上がれば、普及率もまた上がってくるわけですからね、ぜひ、今のように努力をしていただけたらというふうに思っております。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

○中野委員 ちょっと教えてください。金目の話ですけど、終末処理場、かなり単価が上がるんですけど、この終末処理場をつくる業者、例えば競争入札をすると何社とかあるもんですかね。

○富高公園下水道課長 終末処理場の業者と言われると、実情は県内における業者というのは少ないわけございまして、どちらかという日本下水道事業団を通じて行っている。競争入札をやっておりまして、機械設備とか箱物については県内の業者でももちろんできますけど、特殊機械等がございまして、そういったものについて、どちらかという県外とかが入ってきている状況ではあります。何社というのは、ちょっと今、ここではわかりませんが、そういう状況でございます。

○濱砂委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 質疑がないようでありますから、以上をもって終了いたします。

執行部の皆さん、どうも御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時45分再開

○濱砂委員長 委員会を再開いたします。

次に、協議事項(1)の「次回委員会について」であります。

前回の委員会におきまして、県民等との意見交換会の実施については皆様の御了解をいただき、内容等につきましては、正副委員長に御一任をいただいたところでございます。そこで、既に通知を差し上げておるところであります。10月10日（火曜日）10時から当委員会におきまして、「NPO法人大淀川流域ネットワーク」との意見交換会を計画いたしました。同ネットワークは、宮崎大学工学部教授の杉尾哲氏を代表理事に精力的に活動を行っている団体であり、活動を通しての忌憚のない意見や提案が伺えるものと期待をいたしております。

委員の皆様におかれましては、御多忙とは存じますが、ぜひ、御出席をいただきますようお願いいたします。

次に、協議事項（2）の「県外調査について」であります。

関係機関とも調整の上、正副委員長の方で県外調査の日程案を作成してみましたので、お手元に配付の「資料1」をごらんください。この案をごらんいただき、委員の皆様の御要望や御意見などがありましたら、お伺いをしたいと思います。ちょっとこれを見ていただいて御検討いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午前11時48分再開

○濱砂委員長 委員会を再開いたします。

意見がないようでありますから、そのように決定をいたします。

最後に、その他で、皆さんから意見がありましたら、出していただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 私の方から一言、河川環境とい

うことで、それぞれ調査をいただいておりますけれども、究極目的をどこ辺に持っていこうかなと思っているんですけれども、また、正式にお話をしたいと思いますので、それぞれ御意見をまとめておいていただくとありがたいと思います。

それから、次の11月の特別委員会を、県外調査後にもう一度開いて、九電等に来ていただいて、事情説明なり、こちらの要望なり、そういったものの協議の場を設けたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 今、11月8日を予定いたしております。まだ相手には連絡をしておりませんが、閉会中の特別委員会、11月8日で御予定をお願いいたします。

その他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂委員長 それでは、以上で本日の委員会を閉会いたしたいと存じます。

次回委員会は、先ほど申し上げましたとおり、10月10日（火曜日）10時から、当委員会室で意見交換会を行いますので、よろしく願います。

それでは、終了いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時50分閉会